

平成24年度

社会福祉法人 美浦村社会福祉協議会
事業計画

I 基本方針

東日本大震災が起きたあの日から、我々を取り巻く環境は大きな変化を迎えました。地震による直接的な被害はもとより、原子力発電所の事故に伴う放射線量の問題は、今も日常生活に影響を及ぼしています。

このような厳しい状況の中、村内の皆さんから被災された方々へ、450万円を超える義援金が当会へ届けられました。福島からの避難者をお世話するボランティア募集をかけたところ、多くの方々から手が上がりました。このように、美浦村には「困っている人を助きたい」という優しい心を持っている方々が数多くいらっしゃる事が改めてわかりました。

ここで、村内の福祉問題に目を向けると、ひとり暮らし高齢者の増加、家庭や地域が互いに支えあう機能の低下、経済不況による生活不安など、現在の公的サービスでは支えきれない、様々な問題・課題を地域がかかえていることがわかります。

このような状況だからこそ、一人ひとりが「たすけあい」「ささえあい」の心を持ち、問題解決に向けて行動する地域福祉の実践が求められていますし、思いやりの心あふれる美浦村民なら実現可能だと考えます。社会福祉協議会は地域福祉を推進する団体として、福祉活動をしている人やこれから活動したい人たちを繋げ、大きな「地域福祉の輪」を作るための支援をする組織です。地域福祉において中核的な役割を果たすため、今年度より「地域福祉活動計画」の策定に着手し、多様化する福祉的課題に迅速に対応していきます。

住みなれた地域で、いつまでも元気に安心して暮らし続けることができるようにするため、地域のもつ底力を復活させることを社会福祉協議会の使命として、ボランティアや地域の方々との連携を深めながら、様々な福祉課題の解決に取り組んで参ります。

II 重点推進事項

- 1、「地域福祉活動計画」の策定（24年度より2カ年計画）
- 2、ボランティアセンターへの職員配置による、ボランティア事業の積極的推進
- 3、職員一人ひとりが自己の責務・役割を十分認識し、意識や行動の改善および事業の合理化を行い、住民の立場に立った福祉サービスの提供
- 4、障害福祉サービスと介護保険事業サービスの運営・経営基盤の強化

Ⅲ 事業内容

1. 地域福祉の推進

(1) 地域福祉活動の推進

ア 「地域福祉活動計画」の策定

「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を目的に、地域住民や福祉当事者、ボランティア等と連携し、地域福祉を推進する取り組み(活動)内容を策定します。この計画は、村が策定する地域福祉実現のための総合的な施策「地域福祉計画」を推進するための大きな役割を担っており、両計画は村と協働で24～25年度の2年をかけて策定します。

【内 容】

- ①地域の現状の把握、課題の分析
- ②地域住民や関係団体の役割の明確化
- ③策定委員会における計画内容の審議
- ④住民参加に基づく地域福祉活動の推進

【予算額】 1, 424千円 【財源内訳】 村補助金収入 : 1, 300千円
社協会費収入 : 124千円

【効 果】

- ① 地域住民から希望や要望を聞き取り、計画策定の礎にすることで、地域福祉活動の活性化に繋がることが期待されます。
- ② 公的な福祉制度のみに頼らず、地域住民や各種団体の参加を得て、地域の支えあいの実現をはかります。

イ ボランティアセンターの運営

ボランティア活動及び村民活動の効果的な推進と、地域福祉の向上をはかります。平成23年3月に開設された「美浦村ボランティアセンター」は美浦村のボランティア活動推進の基盤であり、登録ボランティアとの連携・協働体制を構築することで、地域の実情に応じたきめ細やかなボランティア活動を推進することができます。

【内 容】

- ① ボランティア活動・村民活動を行う者の登録・台帳整備
- ② ボランティア活動・村民活動に関する啓発・普及・広報
- ③ ボランティア活動・村民活動に関する援助・指導
- ④ ボランティア活動・村民活動に関する調査・研究
- ⑤ ボランティア活動・村民活動に関する情報資料の収集・提供
- ⑥ ボランティア活動・村民活動に関する連絡調整

⑦ ボランティア活動保険の加入に関すること

⑧ その他、ボランティア活動・村民活動の推進、支援に関すること

【予算額】 2, 743千円 【財源内訳】 村補助金収入 : 2, 066千円
会費収入 : 631千円
県社協助成金収入 : 46千円

【効果】

① ボランティア活動の需給調整やボランティアに関する相談、ボランティア団体に対する支援等を行うことで、ボランティア活動の充実と継続の促進をはかります。

② ボランティア講座等を開催することで新たなボランティア活動、ボランティア活動者の育成をはかります。

ウ 高齢者福祉関係事業

多年にわたり社会の為に尽くしてきた高齢者を敬い、長寿をお祝いします。

【内容】

① 敬老会の開催（村との共催）

② 長寿御祝い（金婚、喜寿、最高齢者祝）

【予算額】 701千円 【財源内訳】 共同募金配分金収入 : 701千円

【効果】

① 高齢者の福祉について関心を深め、高齢者の生活向上に努めるよう若い世代に促し、また高齢者も敬われることに感謝の念を持つことで、お互いいきいきとした人生が送れる土壌を形成することができます。

エ 地域活動の拠点作りの推進

地域住民グループ等が主体となって設置する、ふれあい・いきいきサロン及び、子育てサロンの育成、振興を目的として助成を行います。

【内容】

① 活動団体に対する情報・相談・助言の提供

② 活動費に対する助成

【予算額】 82千円 【財源内訳】 社協会費収入 : 82千円

【効果】

① 地域交流を促進することで、高齢者等の閉じこもり予防や不安・孤立化の解消をはかることができます。

② 地域住民が主体的にサロン活動をおこなうことにより、身近な地域課題に対する理解や福祉に対する関心を深め地域福祉力の向上をはかることができます。

オ 社会参加推進事業

定年退職や転入等の理由で地域との繋がりが希薄な人たちを対象とした、趣味講

座・大会・イベントを行います。

【内 容】

- ① 趣味講座・大会の開催（男の料理教室・健康麻雀）
- ② 高齢者対象イベントの開催（いきいき健康ウォーキング）
- ③ 映画上映会の開催

【予算額】 481千円 **【財源内訳】** 参加費収入：121千円
社協会費収入：360千円

【効 果】

- ① 趣味を通じて活動・交流の輪を広げることで、閉じこもりを防止し、地域との繋がりを作ります。
- ② 地域の中にとけ込んでいくことによって、身近な地域課題に対する理解や福祉に対する関心を深め、地域福祉力の向上をはかることができます。
- ③ 普段、映画館に行く機会が少ない方に対して、みんなで一緒に映画を見る機会を提供することで、映画の素晴らしさや、その感動を毎日の暮らしの中に生かして、いきいきとした日常を過ごすことができます。

カ 世代間交流事業

核家族化で接点が少なくなっている高齢者と子どもが、行事を通して世代間交流を深めることを目的として開催します。

【内 容】

- ① 三世代輪投げ大会
- ② ふれあい運動会
- ③ 昔の遊び・餅つき交流会

【予算額】 322千円 **【財源内訳】** 共同募金配分金収入：322千円

【効 果】

- ① 子どもたちが、高齢者と交流を持つことで、敬老精神を養うことができます。
- ② 高齢者が、子どもたちとのふれあいを楽しみにすることで、いきいきと元気に過ごすことができます。

キ 共同募金歳末たすけあい運動

共同募金運動の一環として地域住民や民生委員児童委員、社会福祉協議会等の関係機関・団体の協力のもと、新たな年を迎える時期に、だれもが地域で安心して暮らすことができるよう、地域のたすけあいやささえあいの活動を広げ、だれもが住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりの推進、住民相互のたすけあい運動を推進することを目的として実施します。

【内 容】

- ① 歳末たすけあい支援事業（クーポン券贈呈）
- ② 歳末地域たすけあい事業（歳末事業を行う団体へ助成）
- ③ 「猫の手貸します」シルバー人材センター利用券贈呈事業
- ④ 「サンタが美浦にやってくる」クリスマスプレゼント贈呈事業
- ⑤ 新春餅つき大会 in 児童館事業

【予算額】 1, 3 3 9 千円 【財源内訳】 共同募金配分金収入：1, 3 3 9 千円

【効 果】

- ① 新たな年を迎える時期に、村民から寄せられた「たすけあいの募金」を財源に、低所得世帯、障害者、一人暮らし高齢者、母子父子家庭、福祉団体・ボランティア団体等への支援を行い、地域福祉のより一層の増進をはかることができます。

ク 福祉教育・啓発活動事業

村内の小学校・中学校・養護学校等との連携を基盤として、福祉への理解と関心を深め、思いやりの心を育てるため、児童・生徒が身近にボランティア活動や福祉活動に取り組める福祉教育の推進に努めます。

【内 容】

- ① 小学校区における福祉教育・体験等の推進
- ② 福祉ボランティア教育の推進を行う学校への助成
- ③ 小学校・養護学校小学部入学児童へ福祉教育下敷きの贈呈
- ④ 小学生親子を対象にしたハイキングの開催

【予算額】 2 9 2 千円 【財源内訳】 共同募金配分金収入：2 1 6 千円
社協会費収入： 7 6 千円

【効 果】

- ① 教育機関が実施する福祉教育等を支援することにより、児童がボランティア活動や福祉活動の理解と関心を深めることができます。
- ② 福祉マークの記載された下敷きを配布することで、福祉マークの内容とその意味を学習することにより、低学年から福祉の心を養うことができます。
- ③ 親子がハイキングを行うことで、親子の絆を深め、子どもの健康増進と、歩くことの重要性、さまざまな体験活動に参加する重要性を認識することができます。

ケ 児童・母子父子家庭支援事業

3人以上の子どもを育てている家庭に対し、支援金を支給しています。ひとり親家庭の児童・生徒、交通事故によって親等を失った交通遺児に入学祝い金を贈呈して、経済的側面から支援しています。おもちゃ図書館を設立し、障害の有無にかかわらず、おもちゃをとおして遊び育つ場を提供します。

【内 容】

- ① いきいき子育て支援金の支給 ※1～2歳児 年2万円 3歳児 年1万円
- ② 母子父子家庭入学祝金の贈呈 ※小学校（部）1万円 中学校（部）1万5千円
- ③ 交通遺児入学祝金の贈呈 ※小学校（部）2万円 中学校（部）3万円
高等学校（部） 5万円
- ④ おもちゃ図書館の運営

【予算額】 813千円

【財源内訳】 社協会費収入：587千円
善意銀行：226千円

【効 果】

- ① 第3子以降の子にかかる費用を補助することにより、次代を担う児童の確保、子どもを安心して生み育てることのできる環境づくりを行います。
- ② 入学祝金を贈呈された児童生徒が健やかにたくましく成長し、勉学に励むことで、児童福祉の充実をはかります。
- ③ 障害のあるなしにかかわらず、共に遊び交流し育ちあう「おもちゃ図書館」という場を提供することによって、一人ひとりの違いを認め合うことのできる地域作りを行います。

コ 見舞金支給事業

暴風、豪雨、地震等の自然災害や、火災等の被害による被災者又はその遺族に対し、見舞金又は弔慰金を贈呈します。

【内 容】

- ① 居宅等が全壊、全焼又は流失：1世帯につき 30,000円
- ② 居宅等が半壊、半焼又は床上浸水：1世帯につき 10,000円
- ③ 死亡したとき：1人につき 20,000円

【予算額】 60千円

【財源内訳】 善意銀行：60千円

【効 果】

- ① 被災者の支援を行うことで、地域福祉の向上をはかります。

サ 福祉団体活動助成金交付支援事業

福祉関係団体及びボランティア団体に対し、活動費用の助成を行い活動内容の充実をはかることで、村内の地域福祉活動の推進をはかります。

【内 容】

- ① 福祉関係団体及びボランティア団体に対する活動費用の助成
※団体の種類・規模によって 2万～15万円

【予算額】 800千円

【財源内訳】 社協会費収入：620千円
県社協助成金収入：180千円

【効果】

- ① 福祉団体活動を支援することで、村内における住民自身による福祉活動の推進をはかります。

シ 広報・啓発活動

福祉関係の情報提供や社会福祉協議会事業の取組等を周知することで、村民の福祉意識の高揚と社協活動に対する理解・協力を得ることを目的として、広報誌の発行・ホームページの運営を行います。

【内容】

- ① 広報誌 年5回発行（5月・7月・9月・11月・1月号）
※発行部数：5,700部 村内全戸配布 県内関係機関配布
- ② ホームページの運営（アドレス<http://www.mihoshakyo.jp/>）
- ③ 広報誌広告協賛企業の募集（地域福祉事業（広報）の財源確保）

【予算額】 961千円 **【財源内訳】** 共同募金配分金収入：960千円
広告料収入 : 1千円

【効果】

- ① 福祉関係の情報等を提供することにより、村民の福祉意識を高めます。
- ② 社協活動やボランティア活動の周知を行うことにより、社協事業に対する理解と協力を得ることが期待できます。

ス 当事者組織の運営支援

地域福祉団体の事務局として団体の円滑な運営に協力することで、地域福祉の向上をはかります。

【内容】

- ① 村老人クラブ連合会
- ② 村ボランティア連絡協議会
- ③ 村母子寡婦福祉会
- ④ 村遺族会

【予算額】 なし **【財源内訳】** なし

【効果】

- ① 団体の円滑な運営に協力することで、住民自身による福祉活動の更なる推進をはかります。

(2) 福祉サービスの利用支援**ア 地域ケアシステム事業（村受託事業）**

地域で支援を必要としている在宅の高齢者や障害者（児）等に対して、在宅サービ

スの相談に応じるとともに、保健・医療・福祉機関が協働して、本人の事情に合わせた最適なサービスを提供します。

【内 容】

- ① 地域ケアシステム研修会
- ② サービス調整会議
- ③ 在宅ケアチームの結成

【予算額】 954千円 **【財源内訳】** 村受託金収入： 852千円
社協会費収入： 102千円

【効 果】

- ① 高齢者や障害者(児)等が、住み慣れた家庭や地域の中で安心して暮らせるよう、介護保険制度などフォーマルなサービスとの連携をはかります。
- ② サービス利用者の視点に立った総合的なサービスを提供することで、在宅福祉サービスの充実をはかります。

イ 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

認知症高齢者や知的または精神障害のある方等、日常生活において支援が必要な方に対し、福祉サービスの利用手続きの支援をはじめ、日常的な金銭管理、書類等の保管などを行います。福祉サービス・行政サービス等を適切に利用できるよう援助し、地域で安心して生活が送れるように支援します。

【内 容】

- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 日常的な金銭管理
- ③ 書類等の預かりサービス

【予算額】 271千円 **【財源内訳】** 県社協助成金収入： 250千円
利用料収入： 21千円

【効 果】

- ① 判断能力が不十分なため日常生活が困難な方の不安を取り除くことで、地域で安定した生活が送れるよう支援します。

ウ 福祉資金貸付事業（生活福祉資金(県社協受託事業)・小口資金)

低所得世帯、高齢者世帯、障害者世帯等に対して、資金貸付を行います。経済的自立および生活意欲の助長・促進ならびに在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活が送れるよう支援します。本年度も、相談受付に係る職員の軽費が県社会福祉協議会から助成されるため、臨時職員を1名雇用します。

【内 容】

- ① 生活福祉資金貸付制度の事務処理（受付窓口）

※生活福祉資金貸付制度は、茨城県社協が実施する制度です。

② 小口資金の貸付

※貸付金の限度額 10,000円以内・返済の見込等の条件あり

【予算額】 2,180千円 【財源内訳】 県社協助成金収入：2,000千円
貸付事業償還金収入：180千円

【効果】

- ① 貸付等を実施することにより、当該世帯が経済的自立や社会参加の促進等をはかることで、安定した生活を送れるよう支援します。

エ 地域総合相談（心配ごと相談・法律相談）

広く村民の日常生活上の悩みや心配ごとに対応する相談窓口を設置し、適切な情報の提供に努めます。また、多様化する相談に対し、相談員の資質向上に努めるとともに、行政機関など関係機関との連携を図り、村民にとって信頼感と親しみある相談窓口の運営に努めます。

【内容】

- ① 心配ごと相談の開設（毎週1回）

※予約優先 無料

- ② 法律相談の開設（年11回）

※予約制 無料（条件：村民である・村内通勤、通学している）

【予算額】 625千円 【財源内訳】 社協会費収入：625千円

【効果】

- ① 住民の抱える悩みや心配ごとを解消することで、精神的に安定した生活を送ることが出来ます。

（3）在宅福祉サービスの利用支援

ア 配食サービス事業

ひとり暮らし高齢者の食生活の改善と健康増進・安否確認を目的に、ボランティア・民生委員等の協力を得て、手作りのお弁当を月2回お届けしています。

【内容】

- ① 配食サービスの実施

※対象者＝おおむね70歳以上のひとり暮らし高齢者

【予算額】 961千円 【財源内訳】 共同募金配分金収入：961千円

【効果】

- ① 手作りのお弁当を配達することで、ひとり暮らし高齢者の食生活の改善と健康増進および安否確認をすることができます。

イ 外出支援事業

在宅で生活する高齢者や障害者等で福祉用具を必要とする方に対し、車イスを貸し出し、生活を支援します。また外出支援として、福祉車両（車椅子用リフト付車両）を貸出します。

【内 容】

- ① 福祉機器（車イス）の貸与（無料）

※介護認定を受けていないこと 最長1ヶ月

- ② 福祉車両の貸与（有料）

※1日500円＋走行距離（km）×14円

【予算額】	56千円	【財源内訳】	利用料収入	：	46千円
			会費収入	：	10千円

【効 果】

- ① 福祉機器の貸出により、利用者の行動範囲が広がることで、利用世帯の生活の質の向上および社会参加の促進をはかることができます。

2. 在宅介護事業・障害福祉事業

(1) 指定居宅介護支援事業所の運営

ア 居宅介護支援事業（介護保険事業）

【内 容】

介護保険制度による介護サービスを受けるとき必要となる、介護サービス計画（ケアプラン）の作成、相談、申請代行、サービス調整等を行います。医療・保健・福祉サービスを総合的・効果的に利用できるよう提案し、在宅で質の高い生活が営めるよう支援します。

イ 介護予防支援事業（村受託事業）

【内 容】

介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の作成、相談サービス調整等を行い、介護状態への進行を防ぎ自立した生活を送れるよう支援します。

【予算額】	7,360千円	【財源内訳】	居宅介護支援介護料収入	：	7,200千円
			介護予防支援介護料収入	：	160千円

(2) 指定通所介護事業所の運営

ア (予防)通所介護事業（介護保険事業）

美浦村デイサービスセンターで、食事や入浴、排泄の介助、個別機能訓練、レクリエーションなどの各種サービスを提供し、利用者の心身機能の向上をはかります。

また、日中にお預かりすることで、家族の身体的・精神的な負担の軽減をはかりま
す。

【予算額】	47,886千円	【財源内訳】	介護報酬収入	:	27,840千円
			介護予防報酬収入	:	11,422千円
			介護負担金収入	:	3,200千円
			介護予防負担金収入	:	1,224千円
			サービス利用料収入	:	4,200千円

イ 美浦村通所型介護予防事業【一日型】【半日型 やまゆり運動教室】(村受託事業)

村内在住の要介護認定を受けていない65歳以上の方で、村の住民基本健診で生活機能評価の結果、運動器の機能・栄養・口腔機能について予防が必要と判断された方が対象。デイサービスセンターにおいて、個別の計画に基づいた適切なサービスを提供することで、心身の機能維持もしくは悪化の防止、要介護状態になることの予防をはかることを支援します。半日型は運動器の機能向上の目的を特化し、専門のスタッフが個別に作成した計画を作成し、健康体操やトレーニングマシンを使用して筋力の維持・向上をはかることを支援します。

【予算額】	4,454千円	【財源内訳】	受託収入	:	3,864千円
			利用料収入	:	590千円

ウ 生きがいデイサービス (村受託事業)

家に閉じこもりがちな高齢者等に対して、デイサービスセンターにおいて適切なサービスを提供することによって、社会的孤立感の解消、自立生活の助長および要介護状態になることの予防をはかることを支援します。

【予算額】	30千円	【財源内訳】	受託収入	:	24千円
			利用料収入	:	6千円

エ 地域生活支援(日中一時支援)(村受託事業)

デイサービスセンターで障害者等の日中における活動の場を確保することで、その家族の就労支援若しくは一時的な休息を目的に支援します。

【予算額】	3,013千円	【財源内訳】	介護報酬収入	:	2,922千円
			利用料収入	:	91千円

(3) 指定訪問介護事業所(居宅介護事業所)の運営

ア (予防)訪問介護事業(介護保険事業)

介護の必要のある方へ、訪問介護員(ホームヘルパー)が訪問し、自立した日常生活が送れるようサポートします。食事介助・入浴介助・排泄介助等の身体介護や、炊事や洗濯、掃除などの生活援助を一人ひとりの身体の状態に応じ提供し、自立支

援に取り組みます。

【予算額】	6,542千円	【財源内訳】	介護報酬収入	:	2,138千円
			介護予防報酬収入	:	3,696千円
			介護負担金収入	:	264千円
			介護予防負担金収入	:	444千円

イ 軽度生活援助事業（村受託事業）

在宅の一人暮らし高齢者世帯等にホームヘルパーを派遣して、軽易な日常生活上の援助を行うことにより、自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止し、高齢者等の福祉の向上をはかることを支援します。

【予算額】	247千円	【財源内訳】	村受託金収入	:	228千円
			利用者自己負担分	:	19千円

ウ 居宅介護・重度訪問介護事業（障害者自立支援法事業）

介護の必要な障害のある方へ、訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問し、自立した日常生活が送れるようサポートします。食事介助・入浴介助・排泄介助等の身体介護や、炊事や洗濯、掃除などの生活援助を一人ひとりの身体の状態に応じ提供し、自立支援に取り組みます。

【予算額】	496千円	【財源内訳】	村受託金収入	:	480千円
			利用者自己負担分	:	16千円

（４）地域活動支援センター「ホープ」の運営

村からの受託事業として平成20年度より「地域活動支援センターⅢ型」として運営が始まりました。地域における障害者の自立の促進と社会参加を掲げ年間行事計画を柱に、創作的活動と生産活動を実施しています。今後、さらなる事業内容の充実と、新制度移行も念頭におき事業を進めていきます。

【内 容】

① 利用者数（見込）22名

【予算額】	22,560千円	【財源内訳】	受託金収入	:	20,557千円
			授産事業収入	:	2,000千円
			その他収入	:	3千円

3. 指定管理事業

（１）老人福祉センターの管理受託

村老人福祉センター（木原150-2）の管理運営を受託し、センターの持つさまざまな機能を活用し、地域住民の福祉活動の拠点となるように努めます。

美浦村から受託している「地域活動支援センターホープ」は、当該施設で運営しています。

(2) デイサービスセンターの管理受託

村デイサービスセンター（受領1546-1）の管理運営を受託し、事業の推進と施設機能の有効な活用に努めます。

社会福祉協議会の法人所在地は、当該施設となっています。

4. 会務運営

(1) 理事会の開催

社会福祉協議会の業務の決定機関である理事会運営が、円滑に行われるよう、適切な議事検討資料の提供に努めます。また、役員の更なる資質向上のため、研修の開催を予定しています。

(2) 評議員会の開催

理事会運営と同様、適切な議事検討資料の提供に努めます。あわせて、理事会と同様に研修を予定しています。

(3) 監事会の開催

透明な会計業務に徹し、公平な監事会運営を行います。

5. その他の事業

(1) 茨城県共同募金会美浦村支会

「赤い羽根共同募金」および「歳末たすけあい募金」を推進するため、円滑な募金活動に取り組みます。

本年は、街頭募金活動を計画的に行う等、昨年以上の実績確保に努めます。